習志野市地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和の適用に係る事務取扱要領

（趣旨）

1. この要領は「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」（以下「実施要領」という）第3条に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という）に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という）の円滑な実施に資することを目的とする。

（実施回数の緩和の申請）

1. 事業者は、次項に定める要件を満たす事業所について、実施回数の緩和の適用を受ける場合は、習志野市（以下「市」という）が定める期日までに、要件を満たすことを証する文書とともに、外部評価の実施回数の緩和に係る申請書（別記第１号様式）により市に申請することとする。

２　　　実施回数の緩和の適用を受けるための要件を、次のとおりとする。

* 1. 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前５年間において継続して外部評価を実施していること。（実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前５年間において継続して実施することとした要件の適用に当たっては実施したものとみなす。）
  2. 外部評価の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。
  3. 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を６回以上開催していること。
  4. （３）の運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市職員等」という。）が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に市職員等が必ず出席していること。
  5. 実施要領に規定された「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の２，３，４，６の実施状況（外部評価）が適切であること。

（実施回数の緩和の適用）

1. 市は、前条第１項の申請書の内容を審査した結果、前条第２項の要件を満たしていると判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができる。

２　　　市は、前項の緩和を適用した場合、当該事業者に対し、外部評価の実施回数の緩和適用通知書（別記第２号様式）によりその旨を通知するとともに、千葉県知事に対し、その旨を通知する（実施要領様式１）。

（適用の取消し）

1. 市は、実施回数の緩和を適用した事業所について、第２条第２項の要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用を取り消すべきと判断した場合には、当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

２　　　市は、前項の緩和の適用を取り消した場合、当該事業者に対し、外部評価の実施回数の緩和適用取消通知書（別記第３号様式）により、その旨を通知するとともに、千葉県知事に対し、外部評価実施回数緩和適用取消通知書（別記第４号様式）によりその旨を通知する。

　　附則

　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

　　附則

この要領は、令和３年４月２３日から施行する。